第1章

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）について

本章では、まず、茅ヶ崎市環境基本計画改訂（平成15年（2003年）3月）以降の環境問題に関する動向等を踏まえ、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」策定の背景や、基本的な考え方等を明らかにするとともに、計画の役割や対象等、本計画に関する基本的事項を示します。

1-1

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）策定の背景

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の策定に至る経緯

本市では、平成8年（1996年）9月に「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定し、翌年度に「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定しました。「茅ヶ崎市環境基本条例」制定から今回の「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」の策定に至る経緯は下図のとおりです。

依然残る課題

平成15年（2003年）3月の「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」（以下、「前計画」といいます。）の策定により、平成10年（1998年）に策定した最初の計画で達成できなかった点についても推進が図られ、一歩前進したといえますが、その後も多くの課題が残っています。

北部丘陵の樹林や農地の保全等は前計画で予定したとおりには進展しておらず、またその他の重点施策についても、実現に至らないまま事業凍結となったものもありました。その要因としては、計画を確実に推進するための体制の整備と進行管理の仕組

平成8年（1996年）9月

「茅ヶ崎市環境基本条例」制定

環境の保全及び創造に関する基本的な理念を示した「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定しました。この条例は、地域社会を構成する市民・事業者・市の環境保全への自主的・積極的な取り組みを促進するための基本理念、責務等を定めたものです。

平成10年（1998年）3月

「茅ヶ崎市環境基本計画」策定

「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づき、その理念を具体化したものとして、「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定しました。環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する市の最上位計画として位置づけられ、環境の保全及び創造に関する目標や施策を長期的な観点から総合的に明らかにしたものです。

▲茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）策定の経緯

みづくりが効果的に進められなかったことが考えられます。

施策の推進にあたっては、市民等の自主的取り組みや市との協働が重要ですが、それを促す仕組みづくりが進んでおらず、課題解決に向けた庁内横断的な連携体制も十分とは言えませんでした。

計画の進行管理についても、施策が進まない場合に早期の問題把握と必要な軌道修正を行い、結果を次年度以降の取り組みや予算へ反映させていくことのできる仕組みとはなっていませんでした。また、前計画では施策の進捗を示す指標は設定されましたが、目指す目標水準が示されなかったため、「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書」において目標の達成状況が十分に示されず、環境の保全に向けた各主体の取り組み意欲を高めるに至っていませんでした。

新たな動きへの対応

前計画の策定以降、国ではさまざまな動きがありました。平成18年(2006年)3月には「第三次環境基本計画」が策定され、環境、経済、社会の統合的な向上等の方向性が示されました。平成19年(2007年)6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取り組みを統合的に進めていくことにより、地球環境の危機を克

平成15年(2003年)3月

「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」策定

国等における環境政策の動向や、「茅ヶ崎市環境基本計画」に基づく取り組みの成果と課題を踏まえた計画の見直しを行い、「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」を策定しました。改訂にあたっては、重点施策の明確化と実効性確保のため、重点施策の絞り込みを図り、最終的に6つの重点施策において22のプロジェクトをまとめました。また、市民等の自主的取り組みや市との協働を促すための仕組みを示すとともに、計画の円滑な進行管理のため、具体的指標の明示、一般施策における指標の設定等を行いました。

平成23年(2011年)3月

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」策定

前計画の対象期間が平成22年度(2010年度)をもって終了することから、新たに「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」を策定しました。

服する持続可能な社会を目指すことが提示されました。その後、これら「3つの社会」の構築に向けた分野別の方向性として、「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年（2008年）7月）や「第二次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年（2008年）3月）等が策定されました。平成20年（2008年）6月には「生物多様性基本法」の制定、平成22年（2010年）3月には同法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、生物多様性*の保全と持続可能な利用を進めるための目標と方策が明らかにされました。

一方、本市においても、前計画の策定以降、環境政策に関する動きがありました。平成21年（2009年）7月に策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、本市の「みどり*」を樹林、農地、水辺、海岸の植生、開放水面、住宅地の庭園などの物理的・空間的機能だけではなく、良好な景観、歴史・風土及び生活文化の形成や人々の満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を含む概念として捉えました。他にも、地球温暖化対策や水環境、景観保全など、個別分野における計画等を整備し、具体的な施策を進めています。

さらに、平成23年度（2011年度）からスタートする新しい「茅ヶ崎市総合計画」では、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に常に念頭に置くべき事項である「政策共通認識」のひとつに「環境」を位置づけました。市では、施策を実施していくにあたり、総合計画の政策目標・施策目標に対応した新たな組織体制のもと、今まで以上に環境に配慮した取り組みを部局間の連携により進めていきます。

これらの動向を踏まえ、本市において取り組むべき事項や、それらを確実に進めていくための仕組み等を見直し、新たに「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」を策定しました。

1-2

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）策定にあたっての基本的な考え方

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）策定にあたっての基本的な考え方

前計画で掲げた4つの基本理念は、「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づくものであり、また、改訂以降の環境問題の動向や茅ヶ崎市の環境の現状に対しても対応し得る内容であることから、本計画においても継承します。

一方、前計画で掲げた「望ましい環境像」については、減少する市内の自然や、地球温暖化等の状況を勘案し、より具体的かつ意欲的な内容に改めるとともに、新たに「目指すべき環境の将来像」として位置づけました（第3章を参照）。

目指すべき環境の将来像を実現するための施策、取り組みを円滑に進めるための方策についても、市内の環境の状況や、市民などの取り組みの状況、国、県の環境政策等、前計画策定後の状況の変化を踏まえ、より実効性の高い計画となるよう大幅に見直しました。

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）策定において主眼を置いた事項

環境基本計画は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な取り組みの方向性を示す役割を担ってきました。しかし、前計画策定後の課題からも明らかなように、今後は、市民、事業者、市の協働により、計画の確実な進行管理と実効性の確保を図り、目指すべき環境の将来像を実現していかなければなりません。以上を踏まえ、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」の策定にあたっては、以下の4点に主眼を置きました。

1．目指すべき環境の将来像を実現するための重点施策の設定

本市が目指すべき環境の将来像を実現するために、現時点での問題の深刻さだけでなく、将来を見据えた重要性も勘案し、本市において特に重点的に取り組む必要のある事項を改めて抽出しました。重点施策の抽出にあたっては、重要性・緊急性の高さに加え、計画全体の進捗を牽引していく取り組みであることを重視し、それぞれについて、具体的な取り組み内容、実施主体、実施スケジュールを明確に示すことにより、実効性の確保を図りました。

2．新しい動向を踏まえ、複数分野の統合的な発展を目指した新たな施策体系の整備

前計画に掲げた施策体系、重点施策と一般施策の関係は、最新の動向を踏まえるとともに、自然環境の保全、低炭素・循環型社会の構築や、複数分野の統合的な向上を図る観点も踏まえ、重点的に取り組む施策とその推進を補完する施策を分かりやすく体系化しました。その際、分野間、施策間での内容の重複はなるべく避け、シンプルな計画構成としました。

3. 計画の実効性を高めるための仕組み、庁内体制の構築

計画の実効性を向上させるため、早期の問題把握と必要な軌道修正を行い、次年度以降の取り組み内容や予算への反映を可能とする進行管理の手法を示しました。また、重点施策をはじめ、施策の多くは、実行するうえで部局間の連携が必要であることから、必要に応じて迅速かつ柔軟に庁内横断的な取り組みを進めることのできる体制を構築することとしました。

4. 計画の推進における、より発展的な市民参加の仕組みの構築

本市における市民の力を活かし、より実態に近いデータを集積するとともに、市民と市の双方から計画の進捗をチェックしていくため、市民・事業者によるモニタリングと検証を行い、計画の進行管理に活用していく仕組みを構築することとしました。

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の策定プロセス

計画策定に先立ち、平成20年（2008年）11月から平成21年（2009年）3月にかけて、環境市民会議「ちがさきエコワーク」*において前計画の進捗状況の検証が行われました。その検証結果を踏まえ、平成21年（2009年）6月に、市長が茅ヶ崎市環境審議会に、「茅ヶ崎市環境基本計画の改定」について諮問しました。

本計画の草案は、公募市民を含む15名からなる茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議において検討、作成されました。この市民会議では、合計15回に及ぶ全体会議が開催され、目指すべき環境の将来像や重点施策の具体的内容、協働の仕組み、庁内の推進体制や進行管理の仕組み等について議論が重ねられました。特に、重点施策については、自然環境分科会、生活環境分科会に分かれ集中的な議論が行われるとともに、関係各課との意見交換会等を経て、各分野で実施すべき事項について、関係各課と市民会議との十分な調整と合意形成を図りました。

また、環境審議会では、9回にわたって、環境基本計画改定市民会議での議論や庁内会議の結果についての検討及び調整が行われ、平成22年（2010年）10月に「茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）」がまとめられました。

1-3

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の基本的事項

計画の役割

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」は、以下に示す役割を担います。

なお、本計画は、市民、事業者、市の三者が一体となって推進することが必要不可欠であることから、計画の具体化に向けた取り組みを通じて、三者の連携を強化する役割も担います。

1．茅ヶ崎市の環境の現状を把握する

2．「茅ヶ崎市環境基本条例」の基本理念を踏まえて、茅ヶ崎市の目指すべき環境の将来像を浮き彫りにする

3．目指すべき環境の将来像を実現するための環境保全施策を体系化する

4．優先的に実施されるべき個別の具体的な環境保全施策を明らかにする

5．それらの施策を計画的かつ円滑に推進するためのさまざまな手段を明らかにする

計画の対象とする環境

本計画では、「茅ヶ崎市環境基本条例」に沿い、対象とする「環境」の範囲を以下に示すとおりとします。

1　人の健康と生活環境に関するもの
（公害・生活環境問題）

2　自然環境に関するもの
（自然環境問題）

3　都市環境に関するもの
（都市環境問題）

4　環境の負荷に関するもの
（資源・エネルギー・廃棄物問題）

5　地球環境保全に関するもの
（地球環境問題）

これら5つの範囲は、本市において現段階で最も緊急に取り組むべき課題群です。これら以外の環境問題に関しても、今後の計画の見直しや、緊急に取り上げるべき必要が生じた時点で、計画の対象としていきます。

計画の対象期間

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」は、平成21年（2009年）12月に策定した「茅ヶ崎市総合計画基本構想」と整合を図ることとし、平成32年度（2020年）を目標に、必要な環境施策を実施していきます。

なお、本計画は、施策の進捗状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しと軌道修正を図っていく必要があることから、計画策定後5年程度を目途に中間見直しを行う予定です。

計画の位置づけ

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」は、環境の保全及び創造に関して、他の個別計画の上位に位置づけられるものであり、長期的な観点から総合的、体系的に推進します。

本市では、「茅ヶ崎市総合計画」をはじめとして、環境の保全と創造に直接的、または間接的に関連性を持つさまざまな計画を立てています。本計画は、これらさまざまな計画や他の条例、指針等との整合を図って推進します。

市民、事業者及び市の役割

●市 民

環境問題の解決にあたっては、市や事業者の責任のみでなく、市民一人一人が、自らの日常生活の中で取り組んでいくことが重要です。市民は、日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業者や市との協働による環境保全施策の推進に主体的に参加・協力します。

なお、市民には、市内に住む人、市内で働く人・学ぶ人、自治会やNPOなど公益活動を行うもの、納税者を含むものとします。

●事業者

事業者は、事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、産業振興と環境保全の両立を目指し、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。また、市民や市との協働による環境保全施策の推進に主体的に参加・協力します。

なお、本計画においては、各主体の役割をより明確化し、それぞれの立場において責任をもった環境保全の取り組みを促すため、事業者については、市民とは別に位置づけることとしています。

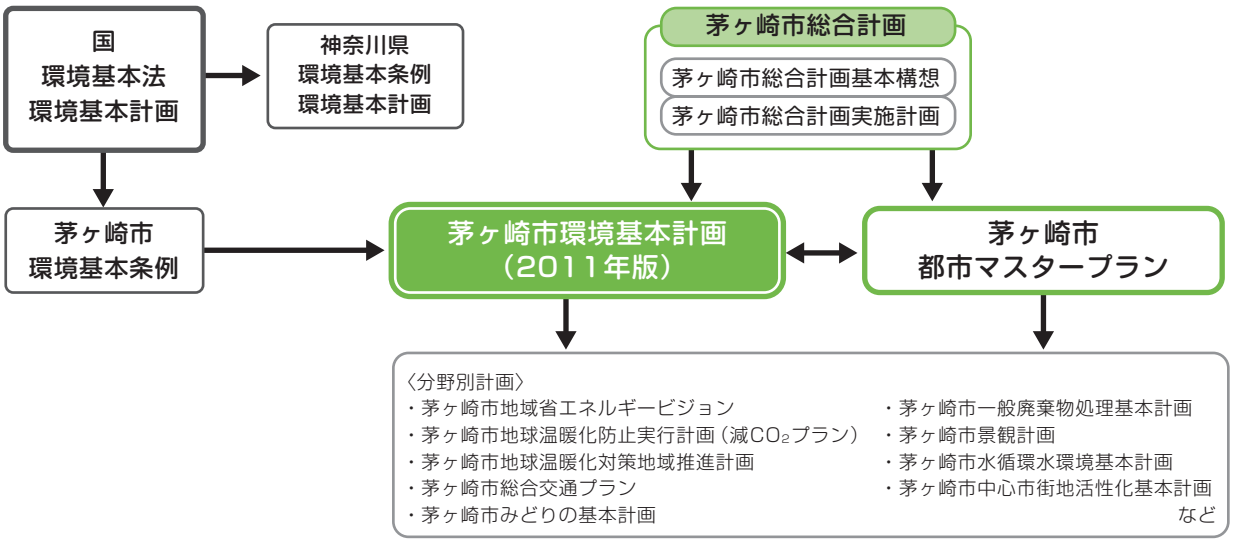

計画の位置づけ

●市

市は、自らの事務事業における環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。また、市民や事業者との協働による環境保全施策の推進に必要となる仕組みづくり等の基盤整備を行います。

環境基本計画の構成

本計画の全体構成は以下のとおりです。

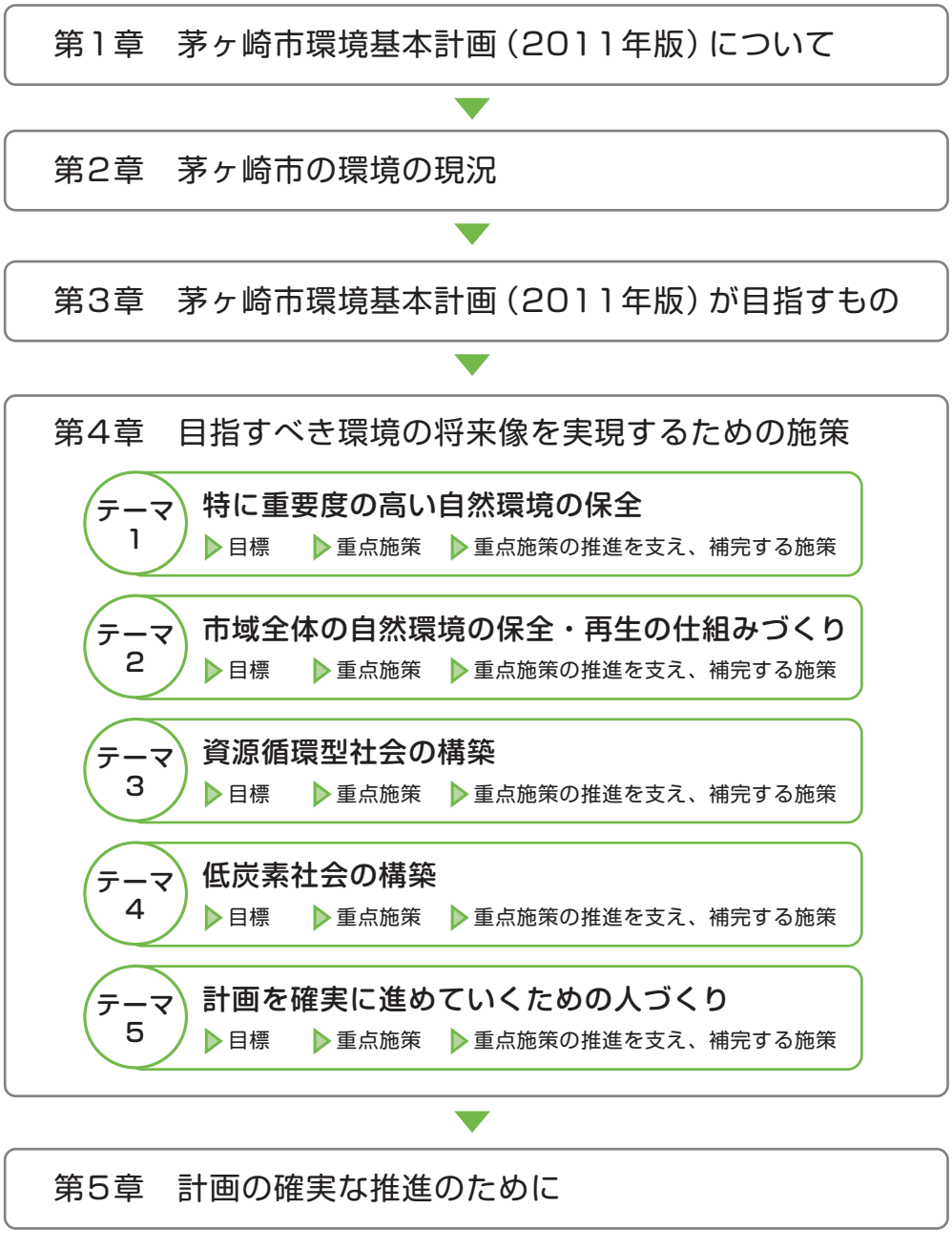

計画の構成